

今回も数字の話です。

2月10日、私が所属する弁護士会の総会が開催されました。総会は年2回、5月と2月に開催されます。今回の主な議題は、選挙会規の一部改正、スタッフ弁護士に対する会費免除規定の廃止等でした。

当会の定足数（総会が成立するための要件）は会員数の3分の1以上の出席が要件とされ、しかも委任状による出席は認めていませんので、3分の1以上の会員が実際に総会の会場に来る必要があります。議事によっては出席会員数の3分の2以上の賛成が必要とされますので、執行部の仕事で重要なのが出席者の確保ということになります。また、今回は、先に行われた臨時総会での決議の有効性についても審議することになっていました。議案が成立するためには出席会員数の過半数の賛成が必要とされるどころ、出席会員数をどのように定めるかについて会則に明確な規定がなかったために、議案は成立したのですが、総会終了後、一部の会委員から決議の有効性について疑問が呈されるということがあったためです。

そのため、今回の総会では、最初出席会員数の数え方について、現実に出席している会員の数を出席会員数とするか、賛成、反対、棄権の総数を出席会員数とするか（手を上げない会員は出席会員とカウントされない）について議決を取り、後者を出席会員数とすることが決定されました。そして日弁連と同様に精密採決（議場閉鎖して賛成・反対・棄権の数を正確に数える）の方法が採用されたのです。いずれ会則会規に規定を設けることが望ましいと思います。

会議が始まったのが午後1時、終了したのは午後6時30分でした。明らかに賛成多数の場合でも賛成・反対・棄権の数を数えるために時間がかかったということもありました。そのため途中退出者が多くなり、最後は議決の定足数である4分の1以上の出席会員数が確保できるのか心配になるほどでした。これも本人出席を大原則としている当会ならではのこともかもしれません。

ところで、日弁連は3月3日に臨時総会を開催し、その議案の一つとして「定足数に関する定めを新設する、具体的には、本人出席、代理出席及び弁護士会出席の出席者数を合計して5000人以上の出席があることを定足数とする。」という定足数新設の議案を提出しようとしています。日弁連の会員数は2月1日現在で39010名ですから、定足数の5000名は約8分の1ということになります。当会の3分の1と比べていかがでしょうか。定足数の新設を巡っては賛否両論あって、いずれが正しいかは一概に判断できません。議案を審議する会議なのに定足数がないのはおかしいとか、5000名という定足数は少なすぎるとか、そもそも定足数を定めずに総会が運営されてきたのだから今更定める必要はないとかその理由は様々です。代理出席を認めている総会でそもそも定足数を定める必要があるのか、疑問無しとしません。

その他、今回の臨時総会には弁護士自治の根幹にかかわる議案も提出される予定になっています。当会では議案ごとに賛成・反対・棄権に分けて委任状を作成していますが、日弁連作成の委任状には「代理人に一任する」としか記載されていません。会員の皆さん、是非臨時総会に「本人出席」して議論しようではありませんか。